

平成28年1月19日
全学教育委員会

平成28年度名古屋大学就職業務共通処理方針

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため、就職問題懇談会により「平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）が定められている。

平成27年度卒業・修了予定者については、広報活動の開始時期は卒業・修了前年度の3月、採用選考活動の開始時期は卒業・修了年度の8月に変更されたところであるが、平成28年度卒業・修了予定者については、一般社団法人日本経済団体連合会が採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の6月に変更した「採用選考に関する指針」を策定、公表した。これと前後して、上記「申合せ」も策定されている。

本学における就職業務は、各部局により実質的業務の形態が多様であるが、これら申合せ等の趣旨を踏まえ、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認するため、本処理方針を定める。

記

1. 就職・採用活動の時期等について

就職・採用活動が大学教育に及ぼす弊害を極力防止するよう、就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境の確保に努めるため、次のとおり取り扱う。

- 1) 企業が学内外で実施する「企業説明会」（名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会）は、卒業・修了前年度の3月1日以降とし、それ以前には会場提供や協力を行わない。
- 2) 学校推薦は、原則として卒業・修了年度の6月1日以降とする。
- 3) 正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底する。

正式内定に至るまでの間においては、複数の事実上の内々定状態が継続しないよう学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

2. 採用広報活動について

企業が実施する「企業説明会」等を大学の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示するよう企業側に依頼する。また、実施に当たっては、土日祝日や平日の夕方以降の実施など、可能な限り学事日程に配慮する。

3. 就職の機会均等の確保等について

学生の資質、能力に関係のない形式的理由による差別あるいは性別による差別を受けることのないよう、適正な就職指導及び就職事務を行うことに努めるため、次のとおり取り扱う。

- 1) 学生の応募書類は、原則として、次の書類に限るものとする。
 - ア) 履歴書（原則として本学所定のものとするが、日本工業規格に準拠した市販のものでもよい。）
 - イ) 自己紹介書（原則として本学所定のものとする。）
 - ウ) 成績証明書
 - エ) 卒業・修了（見込）証明書
 - オ) 推薦書
- 2) 求人票及び提出書類で企業等の指定する用紙を使用する場合は、次の事項に留意する。
 - ア) 本籍欄及び家族欄は、記載しない。
 - イ) 宗教、支持政党、思想、信条及び生まれ育った場所は記載しない。
- 3) 戸籍謄本、戸籍抄本及び住民票は、企業から求められても提出しない方向で対処する。
- 4) 身元調査には、応じない。
- 5) 就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨を企業側に徹底するよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。
- 6) 学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為を厳に慎むよう要請する。

4. 採用選考活動について

本学に求人情報を提供する企業等に対し、以下の配慮を求める。

- 1) 授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応が明示的に行われること。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応が行われること。
- 2) 採用選考開始日より前に採用選考活動を実施しないこと。

5. 新卒要件の緩和について

卒業・修了の際、未就職や非正規雇用となった既卒者が、新たな就職先を求め、再チャレンジできるよう企業側に少なくとも、卒業・修了後3年間は、新卒者として扱うなど新卒要件の緩和について依頼する。